

NPO法人日本健康運動指導士会会員倫理綱領

前文

当会は、広く国民に対する健康の維持・増進及び疾病予防に寄与することを目的とする。このため、会員は運動を通じた健康づくりの普及活動及び健康運動指導士・健康運動実践指導者としての知識・技能の向上に努めるにあたり、自らの行動が運動の指導者として社会（国民）から信頼と期待されていることを自覚し運動指導者の模範となるための倫理綱領を以下に定める。

（総則）

第1条 当法人の会員は、運動指導の専門家としての自覚を持ち、「健康見本」としての身体と人格を備え、一人でも多くの国民の健康づくりのために職務に従事する。

第2条 当法人の会員は運動指導の専門家としての高度な知識と技術をもち、科学的根拠に基づいた運動指導を行うよう努める。

第3条 当法人の会員は自己の指導力向上のために、常に運動指導に必要な指導技術・情報などを習得し、自己研鑽の心がけを持つ。

（社会的な責任）

第4条 当法人の会員は、運動指導の専門家としての自覚と良識を持ち、他の会員に不当な評価が発生しないよう、日頃から言動・行動に注意しなければならない。

第5条 当法人の会員は、社会から信頼される専門家として職務を任されていること認識し、常に責任を持った指導を行わなければならない。

第6条 当法人の会員は、当法人が定める定款及び諸規程を遵守し、他の会員への不当な誹謗・中傷を行ってはならない。

第7条 当法人の会員は、いかなる不法行為に関与してはならない。

（守秘義務）

第8条 当法人の会員は、業務執行上知り得た機密情報及び個人情報を厳格に管理し、漏洩の防止に努めなければならない。

（公平の義務）

第9条 当法人の会員は、すべての人に対し公平かつ平等に対応するものとする。

第10条 当法人の会員は、職務上必要とされる以外の、他者の権利を侵害するような身体的・社会的な指摘等の行為は行ってはならない。

（違反に関して）

第11条 本綱領に違反する行為があった場合には、定款・規約等に基づき当会理事会が決議した内容に従わなければならない。

以上

策定日 平成29年8月5日